

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K01328

研究課題名（和文）インターネットにおける人格的利益の侵害に対する差止請求権の基礎的研究

研究課題名（英文）Basic research on the right to injunctive relief against infringements of personal interests on the Internet

研究代表者

根本 尚徳（Nemoto, Hisanori）

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：30386528

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：インターネット上において私人の人格的利益が違法に侵害されている場合（例えば、その者のプライバシーに属する情報が電子掲示板に現に記載されている場合）に、当該私人（被侵害者）が、民法上の差止請求権に基づき、誰に対して、いかなる要件の下で、そのような侵害の除去を請求しうるか、特に第三者（直接侵害者）が当該侵害を惹起するための場や機会を提供したに過ぎない者（間接侵害者。例えば、上記具体例において直接侵害者が情報を書き込んだ電子掲示板の管理者）に対して、当該侵害の除去を請求しうる場合とはどのような場合であるかについて、ドイツ法およびヨーロッパ法の議論を参考にしながら、原理的考察を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

第1に、本研究の成果は、近年、我が国において深刻な社会問題と課しているインターネット上における私人の人格的利益（プライバシーや名誉など）の違法な侵害に関して、民法上の差止請求権制度に基づくあるべき解決方法の基礎（個別の紛争における実際の具体的な解決方法の如何を確定するのに有用な一般的基準）を明らかにするものとして、重要な意義を有する。

第2に、本研究は、これまで十分に検討されてこなかった、1つの違法な法益侵害が複数の主体の関与の下で惹起される場合における民法上の差止請求権の相手方、発生要件および効果に関する一般法理を解明するものであり、この点においてもその成果には重要な意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：The study analyses the defendant, the conditions of the injunctive relief to which a person is entitled in cases in which their personal interests are unlawfully infringed on the Internet, for example if information belonging to their privacy is published on a website without a justifiable reason, and the effects of such a claim with reference to the discussion in German and European law.

The study focuses in particular on the question of whether and under what circumstances the injured party can demand the removal of such an infringement not only against the person who him- or herself has committed such an infringement of interests (infringement of another person's right of privacy) on the website (the direct infringer), but also against the person who has merely provided the direct infringer with the place and the opportunity to cause the infringement (the indirect infringer, for example the operator of the website).

研究分野：民法

キーワード：差止請求権 権利篡奪理論 侵害者責任（妨害者責任） ドイツ法 ヨーロッパ法

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 日本の議論状況

本研究を開始した当時、我が国においては、ある者の人格的利益（プライバシーや名誉など）がインターネット上において現に違法に侵害されている場合に、この者（被侵害者）は、民法上の差止請求権に基づき、誰に対して、また、いかなる要件の下で、そのような侵害の停止を請求しうるか。具体的に言えば、被侵害者は、当該侵害に当る行為（例えば、被侵害者のプライバシーに属する情報のあるウェブサイトに記載した者〔そして、現在なお、当該情報をそこに記載し続けている者。以下、同じ〕）（直接侵害者）に加えて、さらに、上記ウェブサイトを管理する者や当該ウェブサイトの URL 情報をインターネットの利用者に対して広く提供する検索用ウェブサイトの管理者などのように、直接侵害者に侵害の機会や場を提供したり、侵害を拡散したりする者（間接侵害者）に対して、どのような場合に、例えば、上記情報のウェブサイトからの削除や当該ウェブサイトを検索結果として表示することの停止などを請求することができるか。

との問題を適切に解決すること、すなわち、そのような差止請求が認容されるべき場合（要件）とその場合における停止の内容（効果）とを適切な形で（また、できる限り具体的に）画定することが、重要な社会的課題として認識され始めていた。一方で、匿名性の高いインターネット上において私人の人格的利益の違法な侵害が行われる場合には、被侵害者が直接侵害者の人物や所在などを特定し、この者に対して当該侵害の停止を請求することは困難であることが通常であり、被侵害者としては、間接侵害者に対して、上記侵害の停止を請求せざるを得ない。他方で、間接侵害者に対する請求が真に認容されるべき場合を超えて認められることとなれば、その者の一般的な行動の自由や表現の自由、さらには、当該ウェブサイト（例えば、いわゆる電子掲示板として運営されているもの）や検索エンジンを利用する者の「知る権利」を不当に侵害することとなる。それゆえ、以上のような間接侵害者に対する差止請求の可否およびその内容の分析が重要となる。

しかし、そのような問題のあるべき解決方法に関して、当時の日本の判例および学説は、ともに五里霧中の中にあつた、と言って過言ではない（判例としては、いわゆる検索結果削除請求の可否について抽象的・一般的な判断を示した最決平成 29 年 1 月 31 日民集 71 卷 1 号 63 頁があるのみであった。学説においては、上記問題を真正面から検討しようとするものは皆無に等しく、わずかに、EU データ保護規則 17 条に定められたいわゆる「忘れられる権利」の内容やこれに関するヨーロッパの裁判例などを紹介する論考が見られるのみであった）。

また、上記問題を体系的・原理的観点から一般化して捉えるならば、それは、1 つの違法な法益侵害に複数の主体が関与する場合における差止請求権の発生要件・効果に関する一般法理如何とも深く関わるものであり、それゆえ、当該問題の解決にとっては、この点に関する検討も不可欠である。

だが、そのような論点に関する研究は、1970 年代に（いわゆる複合的な公害・環境汚染の事例を念頭に置きながら）展開されて以後、今日まで、停滞していた。

### (2) ドイツ・ヨーロッパにおける議論状況

これに対して、ドイツの判例および学説は、インターネット上における私人の人格的利益の侵害に対する差止請求の相手方・要件・効果の如何について、とりわけ 2000 年代の初めから、類似の問題（インターネット上における知的財産権〔著作権や商標権など〕の違法な侵害に関する被侵害者の差止請求の可否および効果如何）とともに、分析を積み重ねてきた。それらの分析は、一方で、個々の紛争類型ごとに、被侵害法益の性質や侵害の態様などの個別的・具体的事情に即して、間接侵害者に対する差止請求が許されるべき場合（要件）やその内容（効果）の子細の解明を目指すとともに、他方においては、それらの個別的要件・効果を整合的に基礎付けることを可能にする差止請求権の基本原則（ある 1 つの違法な法益侵害に複数の主体が関与する場合における差止請求権の発生要件・効果に関する一般法理）を探求するものであった。

さらに、近年では、以上と同様の議論が、ヨーロッパ（EU）においても検討されており、重要な立法が相次いでいる。しかも、最近のドイツ法の動向（立法および判例の行方）は、それらのヨーロッパ法（EU 法）に大きく影響されている。

しかし、これまで、我が国においては、そのようなドイツおよびヨーロッパ（EU）における各種の議論（判例・学説による分析、法律や EU 指令の制定過程や立法理由）は、日本における同様の問題の解決にとっても示唆に富むものであるにもかかわらず、十分な形で紹介・検討されることがなかった（特に、ドイツにおける議論については、これまで、ほとんど顧みられることがなかった）。

## 2. 研究の目的

以上に述べたような日本における問題状況およびそれまでの研究状況を踏まえて設定された本研究の目的は、大きく分けて、次の 3 点である。

第1の目的は、インターネット上において私人の人格的利益（プライバシーや名誉など）が違法に侵害されている場合における民法上の差止請求権の発生要件および効果の具体的内容を、個々の法益や間接侵害者の違いごとに個別化・類型化して提示することである。

第2に、それらの個別的・類型的・具体的な発生要件および効果を統合し、それらの妥当性を広く担保することのできる差止請求権の発生要件・効果に関する一般的な判断枠組み（＝1つの法益侵害に複数の主体が関与する場合における民法上の差止請求権の一般法理）を明らかにすることを旨とする（なお、1つの法益侵害が複数〔さらには多数〕の主体の関与の下で惹起することが、むしろ常態と課している今日の日本においては、そのような一般的な判断枠組みは、他の紛争類型、例えば、複数の主体によって1つの環境破壊〔環境利用秩序違反行為〕や競争秩序違反行為が行われている場合における差止請求権の一般的な発生要件および効果の解明にとっても、重要な意義〔実践的有用性〕を備えるものである）。

第3に、本研究は、インターネット上における各種の法益の違法な侵害（人格的利益の侵害や知的財産権の侵害）に対する民法上の差止請求権の発生要件・効果をめぐるドイツの判例・学説による議論や立法、さらにはヨーロッパ（EU）における判例・立法を網羅的に、かつ詳細に分析し、その特徴などを明らかにしようと試みる（これは、それ自体として、日本における今後の議論にとって不可欠の礎となりうるものである）。

### 3. 研究の方法

#### （1）形式

まず、研究の方法の形式（手法・形態）について。

インターネット上で私人の人格的利益（プライバシーや名誉など）や知的財産権（著作権や商標権）が違法に侵害されている場合に被侵害者に認められるべき差止請求権の相手方・発生要件・効果について論ずるドイツ語または英語の学術論文および判例をできるかぎり入手し、事案類型ごとに、かつ、時系列に沿って整理し、それぞれによる議論の内容を解析する。

それらに関する日本の判例および学説による議論を整理し、その特徴を把握する。その上で、当該特徴を、ドイツ法およびヨーロッパ法のそれと対照することによって、日本法が現時点において抱える問題点（議論の不足点など）を明らかにし、さらには、そのあるべき解決方法を探る。

以上のような作業の過程においては、分析の結果が一定のまとまりを見せた段階で、本研究の研究課題に造詣の深いドイツ人研究者（フランツ・ホフマン教授〔エアランゲン・ニュルンベルク大学〕。その教授資格請求論文〔F. Hofmann, Unterlassungsanspruch als Rechtsbehelf, Mohr Siebeck, 2017〕以来、ドイツ法およびヨーロッパ法上の不作為請求権〔日本における差止請求権・妨害予防請求権に相当するもの〕に関する基礎的・実践的問題に関する研究を精力的に進める）と複数回、上記結果について詳細な意見交換を行うとともに、本研究の進め方について助言を得た（具体的には、複数のメールのやりとりに加えて、2022年3月9日午後4時〔ドイツ時間同日午前8時〕よりZoomを用いてのオンラインでの面談〔2時間ほど〕および2023年3月8日から13日までホフマン教授が来日をされた際に、対面での複数回の面談によって、それぞれ上記意見交換を実施した）。

さらに、本研究の研究成果の一部については、日本国内の研究会（2022年3月29日にZoomを用いてオンライン形式で開催された京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・「環境と法」ユニット研究会＝科研基盤A「新段階の情報化社会における民法上の権利保護のあり方」研究会共催の研究会）において研究報告を行い（題目は「差止請求権の本質的機能に関する理論的考察——インターネット上における著作権侵害の仲介者に対する差止請求の可否（ドイツ法を参照しながら）」）、当該研究会の参加者から、上記研究成果（その当時における私見）について有益な助言などを得た。

#### （2）実質

次に、研究の方法の内容（実質）に関わる事柄のうち、特徴的なものとしては、ドイツのいわゆるネガトリア的権利保護（negatorischer Rechtsschutz. 日本における差止請求権に実質的に相当するもの）に関する権利篡奪理論（Rechtsusurpationstheorie）に基づき、インターネット上における違法な法益侵害に対するネガトリア的権利保護の一般的要件および効果を分析する最新の研究成果（E. Picker, Prävention durch negatorischen Schutz, im: L. Tichý / J. Hrádek (eds.) Prevention im Law, Unvierzita Karlvoa v Praze. 2013, derselbe, Privatrechtssystem und negatorischer Rechtsschutz, Mohr Siebeck, 2019, S. Wollin, Störerhaftung im Immaterialgüter- und Persönlichkeitsrecht -Zustandshaftung analog § 1004 I BGB-1, Nomos. 2017）について、それらとは異なる立場（ドイツの判例の立場〔いわゆる侵害者責任〔Störerhaftung〕の形式的発生根拠を、BGB 1004条1項の類推適用に求めつつも、その発生要件として間接侵害者の行為義務〔調査義務〕違反が必要であると説くもの〕や

学説上の有力説・多数説〔侵害者責任の性質を間接侵害者の行為責任〔Handlungshaftung〕と分析した上で、これと不法行為損害賠償責任との発生要件・効果における類似性、さらには同一性を肯定しようとするもの〕と対比しながら、その意義や妥当性を追求した。

### 4. 研究成果

以上のような手法に基づく研究成果のうち、本質的な事柄の要点を整理するならば、以下のとおりである（その詳細を提示するための学術論文を現在、執筆している最中であるため、以下では、本研究の課題の1つであるところの、1つの法益侵害に複数の主体が関与している場合における民法上の差止請求権の相手方・発生要件・効果に関する一般法理〔前記「研究の目的」の第2参照〕の核心部分を示すに止める）。

第1に、民法上の差止請求権の相手方・発生要件・効果に関する一般法理については、前記権利篡奪理論の唱えるところを支持すべきである。すなわち、差止請求権は、ある者（権利者＝被侵害者）に権利割当規範としての法秩序によってその者の権利（いわゆる絶対権のほか、それ以外の権利、さらには各種の法益が広くこれに含まれる）の具体的内容（例えば、所有権であれば、対象たる物の使用の方法を自らの意思のみに基づき自由に決定しようということ）が、この者以外の者（＝被侵害者）によって正当な理由なく（＝違法に）、事実上、享受されていること、つまりは、そのような形で、被侵害者が被侵害者の権利を現に篡奪していること（または今まさに当該権利を篡奪しようとしていること）に基づき、被侵害者に対して、このような現在の（または将来における）権利篡奪状態の排除（または予防）に必要な行為の実施を求める法的保護手段である。また、それゆえ、差止請求権の相手方とは、一般に、他人の権利を自ら篡奪する者のことを指す（ものと解すべき）こととなる。

第2に、以上のような一般法理に基づく請求の相手方（侵害者）・発生要件・効果に関する基本枠組みは、複数の主体によって1つの違法な法益侵害が惹起されている場合における被侵害者の差止請求権についても、そのまま妥当する。すなわち、被侵害者が自己の法益に対する現在の違法な侵害の排除を請求しようする相手方とは、被侵害者の法益について自ら権利篡奪を行っている者であり、また、その者が当該権利篡奪＝違法な侵害を行っている限りにおいてである。さらに、この者に対して被侵害者が請求することのできる事柄（＝差止請求権の効果としての「差止め」）は、そのような現在の権利篡奪状態を排除することのみである。

第3に、したがって、インターネット上で私人の人格的利益（プライバシーや名誉など）が違法に侵害されている場合に関しても、以上のような基本枠組み（一般法理）に基づき、当該私人（＝被侵害者）は、間接侵害者（例えば、ある者のプライバシーに属する情報があるウェブサイトが正当な理由なく記載されている場合における当該ウェブサイトの管理人や、そのウェブサイトを検索結果として提示する検索エンジンの提供者など）に対して、この者自身による被侵害者の人格的利益に関する権利篡奪の停止（権利篡奪状態の排除に必要な行為〔例えば、被侵害者のプライバシーに属する情報を上記ウェブサイトから削除することや、そのような情報が現に記載されているウェブサイトを検索結果一覧から削除するなど、検索エンジンの利用者に対して、当該ウェブサイトのURLなどを伝達しないこと〕）を求めることができる。なお、このような請求が認められるためには、侵害者に（いわゆる帰責事由としての）故意または過失が存在することを要しない。すなわち、この者による権利篡奪（その者によってもたらされた権利篡奪状態）が客観的に違法と評価されれば、それで足りる（なお、以上の立論は、インターネット上における人格的利益の侵害についてのみならず、知的財産権に関するそれにも等しく妥当しようものである）。

第4に、他方において、どのような場合に、間接侵害者による（違法な）権利篡奪が実際に認められるべきであるか、は各種の法律の規定によって具体化されうる。例えば、ドイツのテレメディア法（Telemediengesetz。なお、同法は、2024年5月14日に廃止され、これに代わる新たな制定法として、デジタル・サービス法（Digitale-Dienste-Gesetz）が施行された）7条2項（例えば、いわゆるHost Provider〔自らの管理する遠隔情報伝達手段〔テレメディア〕を他人の利用に供する者であって、利用者のために、他人のデータを自己の管理するテレメディアに保存する者〕の、インターネット上における第三者による違法な侵害に関する一般的監視義務・常時検査義務を否定する規定）は、権利割当規範の一種としてHost Providerの「行動の自由」を拡張する反面、その分だけ著作権者などの権利を制限するものであり、これに基づき、当該Host Providerの管理するウェブサイト（電子掲示板や検索エンジン）が第三者によって違法な法益侵害に実際に悪用されて初めて、当該Host Providerによる（違法な）権利篡奪状態が発生するものと解すべきこととなる。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計46件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 94巻10号
2. 論文標題 日本における人格権法の確立とこれに基づく一元的な民法体系の創成 - 広中俊雄『民法綱要 第一巻 総論上』（創文社，1989年）-	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 124-129
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 建物の看板の撤去義務（最判平成25年4月9日判例時報2187号26頁）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 山野目章夫 = 佐久間毅 = 熊谷則一編『マンション判例百選』	6. 最初と最後の頁 182-183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山野目章夫，白石大，石綿はる美，都筑満雄，根本尚徳，黄詩淳	4. 巻 94巻3号
2. 論文標題 2022年学界回顧・民法（財産法）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 65-90
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 物権的返還請求権と自力救済の禁止 - 物の「返還」の意義について -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 都筑満雄 = 白石大 = 根本尚徳 = 前田太朗 = 山城一真編 後藤巻則先生古稀祝賀論文集『民法・消費者法理論の展開』	6. 最初と最後の頁 611-634
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 土地崩壊の危険と所有権に基づく危険防止請求（大審院昭和12年11月19日民集16巻1881頁）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 道垣内弘人編 『民法判例百選 総則・物権 [第9版]』	6. 最初と最後の頁 94-95
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 差止請求 国道43号線訴訟（最判平成7年7月7日民集49巻7号2599頁）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 窪田充見 = 森田宏樹編 『民法判例百選 債権 [第9版]』	6. 最初と最後の頁 202-203
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 因果関係の証明（東大ルンパール事件） 最判昭50・10・24民集29巻9号1417頁	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 池田眞朗 = 片山直也 = 北居功編 『判例講義民法 債権 [新訂第3版]』	6. 最初と最後の頁 208-208
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 患者が死亡した場合における因果関係の証明と生存の「相当程度の可能性」の侵害 最判平12・9・22民集54巻7号2574頁	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 池田眞朗 = 片山直也 = 北居功編 『判例講義民法 債権 [新訂第3版]』	6. 最初と最後の頁 209-209
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 民法416条と不法行為 最判昭48・6・7民集27巻6号681頁	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 池田眞朗 = 片山直也 = 北居功編 『判例講義民法 債権 [新訂第3版]』	6. 最初と最後の頁 210-210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 公害と差止請求【国道43号線事件】 最大判昭61・6・11民集40巻4号872頁	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 池田眞朗 = 片山直也 = 北居功編 『判例講義民法 債権 [新訂第3版]』	6. 最初と最後の頁 248-248
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 人格権と差止請求【北方ジャーナル事件】 最判平7・7・7民集49巻7号2599頁	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 池田眞朗 = 片山直也 = 北居功編 『判例講義民法 債権 [新訂第3版]』	6. 最初と最後の頁 249-249
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山野目章夫, 白石大, 石綿はる美, 都筑満雄, 根本尚徳, 李采雨	4. 巻 93巻13号
2. 論文標題 2021年学界回顧・民法(財産法)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 67-91
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 差止請求権による「取引」強制の可否 差止請求権制度と契約法との相互関係に関する考察をも兼ねて	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 和田真一 = 大坂恵里 = 石橋秀起編 吉村良一先生古稀記念論集『現代市民社会における法の役割』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 335-385
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 92巻13号
2. 論文標題 学界回顧2020・民法（財産法） 事務管理・不当利得・不法行為・差止め	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 84-89
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 61
2. 論文標題 人格権に基づく地図情報サービスにおける口コミ投稿の削除請求（判例評釈：東京高決平成30年6月18日判例時報2416号19頁）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 14-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 公害と差止め	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問〔第2版〕』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 341-342
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 不法原因給付	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編 『民法演習サブノート210問〔第2版〕』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 293-294
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 侵害不当利得	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編 『民法演習サブノート210問〔第2版〕』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 291-292
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 騙取金・誤送金と不当利得	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編 『民法演習サブノート210問〔第2版〕』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 289-290
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 転用物訴権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編 『民法演習サブノート210問〔第2版〕』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 287-288
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 民事責任能力の意義に関する基礎的・比較法的考察 -ドイツの学説による議論を手がかりとして-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務）	6. 最初と最後の頁 179 - 214
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 アンドレ・ヤンゼン（根本尚徳訳）	4. 巻 -
2. 論文標題 私法における利益の吐出し - 現状の確認と将来の展望 -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 中原太郎編著『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務）	6. 最初と最後の頁 371 - 408
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 差止請求権理論の課題と展望	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民法理論の対話と創造研究会編『民法理論の対話と創造』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 55-91
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 公害と差止め	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 341-342
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 不法原因給付	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 293-294
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 弘文堂
2. 論文標題 侵害不当利得	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 291-292
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 騙取金・誤送金と不当利得	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 289-290
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 転用物訴権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 沖野眞巳 = 窪田充見 = 佐久間毅編『民法演習サブノート210問』（弘文堂）	6. 最初と最後の頁 287-288
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 454
2. 論文標題 物権的請求権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 23-26
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Hisanori Nemoto	4. 巻 -
2. 論文標題 Information duties in relation to the ownership and transfer of rights to objects and other assets under Japanese civil law	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 M. Dernaur / M. Boelz / H. Baum (ed.) Information Duties ---Japanese and German Private Law--- (Zeitschrift fuer Japanisches Recht Sonderheft 11 / Journal of Japanese Law Special Issue 11)	6. 最初と最後の頁 27-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 154巻1号
2. 論文標題 検索事業者に対し、自己のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋を検索結果から削除することを求めることができる場合（最判平成29年1月31日民集71巻1号63頁）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 150-172
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 451
2. 論文標題 民法学の出発点としての条文 - 177条の「第三者」の解釈をめぐる判例と学説との協働 -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 18-25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 22
2. 論文標題 私立大学の入学試験に際して行われる情宣活動の差止めが認められた事例（東京高判平成27年1月28日判例時報2309号131頁）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 新・判例解説編集委員会編『新・判例解説Watch』	6. 最初と最後の頁 81-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 因果関係の証明 -ルンパール事件-（最判昭和50年10月24日民集29-9-1417）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 山野目章夫 = 山本敬三 = 窪田充見編著『新・判例ハンドブック 債権法』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 202-202
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 被害者の自殺（最判平成5年9月9日判例時報1477-42）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 山野目章夫 = 山本敬三 = 窪田充見編著『新・判例ハンドブック 債権法』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 203-203
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 因果関係の割合的判断 -西淀川大気汚染公害第二次～第四次訴訟-（大阪地判平成7年7月5日判例時報1538-17）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 山野目章夫 = 山本敬三 = 窪田充見編著『新・判例ハンドブック 債権法』（日本評論社）	6. 最初と最後の頁 204-204
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 因果関係の立証責任 - 新潟水俣病事件第一次訴訟 - (新潟地判昭和46年9月29日判例時報642-96)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 山野目章夫 = 山本敬三 = 窪田充見編著『新・判例ハンドブック 債権法』(日本評論社)	6. 最初と最後の頁 205-205
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 消極的損害の賠償範囲 (最判昭和48年6月7日民集27-6-681)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 山野目章夫 = 山本敬三 = 窪田充見編著『新・判例ハンドブック 債権法』(日本評論社)	6. 最初と最後の頁 206-206
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 企業損害 (最判昭和43年11月15日民集22-12-2614)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 山野目章夫 = 山本敬三 = 窪田充見編著『新・判例ハンドブック 債権法』(日本評論社)	6. 最初と最後の頁 207-207
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 隣地使用権・竹木の枝の切除請求権および枝・根の切除権	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 潮見佳男 = 千葉恵美子 = 松尾弘 = 山野目章夫編『詳解 改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』(商事法務)	6. 最初と最後の頁 16-36
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 67
2. 論文標題 指定暴力団員の関与する特殊詐欺について指定暴力団の代表者等の責任が認められた事例（東京高判令和2年3月4日判例タイムズ1496号109頁）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 私法判例リマークス（法律時報別冊）	6. 最初と最後の頁 42-45
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 差止請求 国道43号線訴訟	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 松本恒雄 = 潮見佳男 = 松井和彦編 『判例プラクティス民法 債権〔第2版〕』（信山社）	6. 最初と最後の頁 357-357
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 認知症患者の起こした事故と家族の責任 -JR東海事件-	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 松本恒雄 = 潮見佳男 = 松井和彦編 『判例プラクティス民法 債権〔第2版〕』（信山社）	6. 最初と最後の頁 365-365
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 -
2. 論文標題 714条1項ただし書が定める「監督義務者がその義務を怠らなかったとき」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 松本恒雄 = 潮見佳男 = 松井和彦編 『判例プラクティス民法 債権〔第2版〕』	6. 最初と最後の頁 368-368
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 84
2. 論文標題 ドイツ法(ミニ・シンポジウム「高齢社会における人の法・財の法」)	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 比較法研究	6. 最初と最後の頁 139-143
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 根本尚徳	4. 巻 96巻4号
2. 論文標題 種類物売買法としての瑕疵担保責任制度の探求 -北居功「売主瑕疵担保責任と危険負担との関係 -種類債務の合意による特定を契機として(一)~(四)-」	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 110-115
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計2件(うち招待講演 1件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 根本尚徳
2. 発表標題 差止請求権の本質的機能に関する理論的考察 インターネット上における著作権侵害の仲介者に対する差止請求の可否(ドイツ法を参照しながら)
3. 学会等名 京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・「環境と法」ユニット研究会, 科研基盤A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」研究会(招待講演)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 根本尚徳
2. 発表標題 ドイツ法 - 私法上の議論を中心とする若干の整理 -
3. 学会等名 比較法学会第86回総会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 根本尚徳 = 林誠司 = 若林三奈	4. 発行年 2021年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 256
3. 書名 NBS 『事務管理・不当利得・不法行為』	

1. 著者名 中原太郎 = 根本尚徳 = 山本周平	4. 発行年 2022年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 266
3. 書名 『ストゥディア民法6 事務管理・不当利得・不法行為』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------